

住民税・所得税の申告情報(第2回)

☎ 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

来月2月16日(火)から3月15日(月)までが申告期間です。以下に該当する方は、確定申告が必要になりますので、ご確認ください。なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。

所得税確定申告をしなければならない方

会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
- ②1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与(年末調整をされなかった給与)の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
- ⑤災害減税法により、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

公的年金を受給されている方

- ①公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を差し引くと残額がある方
※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。(次ページ ※1 参照)
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(生命保険料等)を受ける方
- ③外国の公的年金を受給している方(収入金額が400万円以下でも申告が必要です。)

上記以外の方

- ①所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
- ②外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

確定申告により、所得税の還付を受けられる場合がある方

給与所得者や年金所得者で以下に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
- ②医療費が多額にかかった方、または一定の取り組み(健康診断など)をしていて、特定一般医薬品(スイッチO T C医薬品)の購入金額が1万2千円を超える方(医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません)
- ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
- ④上場株式等の配当があり、課税所得が330万円未満の方
※申告された株式等の配当所得は、**扶養控除**や**配偶者控除**の適用、国民健康保険料算定等の基準となる**総所得金額等**や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

自宅でラクラク! スマホ・パソコンで確定申告

国税庁のホームページから作成した申告書等をe-Tax送信することで、自宅から簡単に申告できます。ぜひご利用ください。

詳しくは国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。



▲スマホ申告
作成コーナー

住民税申告をしなければならない方 ※1

令和3年1月1日現在、富士見町に居住している方で以下のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

- ①令和2年1月1日～令和2年12月31日までに収入があった方
(1か所から給与の支払いを受けている方で、会社で年末調整をされた方は不要です。)
- ②給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得(20万円以下を含む)があった方
- ③公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ④中途退職などで、年末調整がされていない方
- ⑤内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整がされていない方
- ⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※1 住民税申告についての詳しいお問い合わせは、財務課 町民税係 (☎ 62-9122) までお願いします。

新型コロナウイルス感染症等に係る助成金等について

令和2年中に新型コロナウイルス感染症の影響に関連して国や自治体等から助成金の給付を受けた方は、所得税確定申告、または住民税申告が必要となる場合があります。

◆課税対象となる主な助成金等◆

- ・持続化給付金
- ・富士見町持続化給付金追加支援事業による給付金
- ・家賃支援給付金
- ・農林漁業者への経営継続助成金
(特別定額給付金、休業支援金・給付金、子育て世帯への臨時特別給付金等は**申告の必要はありません**)

その他、新型コロナウイルス感染症に係る税務上の取り扱いについては、国税庁ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関する対応等について)をご覧ください。財務課 町民税係までお問い合わせください。

【事業主のみなさま】 給与支払報告書(個人別明細書)をご提出ください

令和2年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイトおよび中途退職された方で、令和3年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主のみなさまに給与支払報告書(個人別明細書)の提出をお願いしています。原則すべての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄への符号の記載が必要となります。また、今年度より様式の変更箇所がありますのでご注意ください。お忙しい時期ですが、お早めのご提出をお願いします。

- 【提出期限】 2月1日(月)
【提出先】 財務課 町民税係(役場1階④番窓口 ☎62-9122)
【その他】 「給与支払報告書(個人別明細書)」の用紙は上記窓口にありますので、必要な方はお手数ですがお越しください。(総括表発送時には同封していません。)

◇確定申告に関するご質問・ご相談

- ・国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)で検索
- ・諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 ☎52-1390(自動音声案内)
- ・役場 財務課 町民税係 ☎62-9122



▲国税庁の
ホームページはこちら

諏訪税務署から確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

開設期間 (土・日・祝日を除く)	対象者	時間	会場
1月25日(月)～ 2月15日(月)	還付申告の方(※)	相談受付：午前8時30分 ～午後4時	諏訪税務署 1階
2月16日(火)～ 3月15日(月)	すべての方	相談開始：午前9時～	

(※) 贈与税については、2月1日(月)以降に申告相談を受け付けます

今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため「入場整理券」を発行します。

整理券は当日配付、もしくはオンラインでも事前に発行しています(詳しくは1月以降の国税庁のホームページをご覧ください)。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがありますが、会場の混雑緩和のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

●ご協力をお願いします

- ・確定申告会場に来場する際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- ・入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ・駐車場が狭いため、臨時駐車場(清水町野球場)をご利用ください。

◆確定申告は早くて便利なe-Taxをご利用ください◆

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。e-Taxのご利用にあたっては、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式(あらかじめ税務署で利用者識別番号を取得する必要があります。)により申告ができます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

また、上記のような事前の手続きがなくても、ホームページ内の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を印刷し税務署に郵送、または役場 財務課(1階④番窓口)に提出することもできます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限りe-Tax、または郵送にて提出していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、窓口にご提出される際は、感染防止対策(マスクの着用等)にご協力をお願いいたします。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

問 財務課 資産税係 ☎ 62-9124

町内で事業(農業や、会社・商店・工場経営など)を行っている個人や法人は、令和3年1月1日現在に所有する償却資産(事業のために使用や保管している資産)の状況を申告してください。

該当する資産が無い場合や、所有する資産に増減が無い場合でも、提出期限までにご提出ください。

◎「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書」につきましては、申告書に必要書類(収入減を証する書類、特例対象家屋の事業用割合を示す書類など、認定経営革新等支援機関等(※1)による確認を得た書類の写し)を添付し、償却資産申告書と一緒に提出ください。手続きなど詳細につきましては、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(※1) 税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)、商工会、青色申告会など

【申告書提出期限】 令和3年1月31日(日) ※早めの提出にご協力ください